

起業準備応援補助金 Q & A

1 補助対象者について

Q1-1：小規模事業者とは？

A1-1：小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する者である。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※ 本事業における補助対象となりうる商工業者の範囲は、以下のとおり。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合) ・個人事業主 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師、助産師 ・組合(企業組合・協業組合を除く) ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人 ・任意団体 等

Q1-2：第二創業は補助対象となりますか？

A1-2：第二創業は対象とはなりません。

2 補助対象事業について

Q2-1：事業化・市場化の道筋をつけるために構想段階や開発段階で実施する、新商品・サービスを本格的に市場に導入する前の試作品開発や、ターゲット層の反応を実験する取

り組みには、試験販売や展示即売会出店は含まれますか？

A 2-1：売上や収益が発生する行為は補助対象事業とは認められません。あくまで販売に至るまでの試作や実験、サンプル品の無料配布、アンケートの実施、Web 広告掲載、展示会への出店等が対象となります。

Q 2-2：本補助金の採択者が、さらに国や他の公的の創業支援策を受けることは可能ですか？また、外部資金調達について、自治体の制度融資を活用するという形でも構わないでしょうか？

A 2-2：この補助金で実施する同一事業で、他の補助・助成制度を活用することはできません。ただし、補助・助成制度ではなく、制度融資等の支援であれば可能です。

Q 2-3：申請書類の支援機関の印は、支援機関の代表者ではなく、担当者印で良いでしょうか？

A 2-3：問題ありません。支援機関の代表者印まで押印いただく必要はありません。しかし、各支援機関の規定により、しかるべき役職者の印が必要な場合はその規定にのっとり対応をお願いします。

3 補助対象事業期間について

Q 3-1：応募書類上の事業完了予定日は、いつにする必要がありますか？

A 3-1：実施事業のスケジュールに合わせて記入下さい。ただし最長でも令和 2 年 1 月 31 日の日付を記載してください。

4 補助対象経費について

Q 4-1：機械装置や製造設備等、固定資産に該当する物品を購入する経費は対象になりますか？

A 4-1：固定資産に該当する物品の購入費用は補助対象経費とはなりません。

Q 4-2：個人又は親族・兄弟が所有する什器備品を借りた借用料や、同所有の不動産をテストマーケティングのイベント会場として借りる賃料、会場費は補助対象となりますか？

A 4-2：三親等以内の親族に対する支払については、補助対象経費とはなりません。

Q 4-3：、雑役務費としてのアルバイト料は補助対象経費として認めてもらえますか？

A 4-3：人件費、雑役務費としてのアルバイト料ともに対象とはなりません。

Q 4 - 6 : 採択決定前の事前着手について、やむを得ない事情がある場合であっても認められないのですか？

A 4 - 6 : 基本的に補助対象とはなりません。

5 応募手続について

Q 5 - 1 : 補助事業中に県外に移転した場合でも引き続き補助の対象となりますか？

A 5 - 1 : 住所や主たる事業所が県外に移転した場合は、事業の中止に該当します。

その場合には所定様式第 6 号により中止（廃止）承認申請書を提出してください。

6 審査・採択について

Q 6 - 1 : 面接はありますか。

A 6 - 1 : 一次審査は支援機関のみが出席しての書類審査となります。しかし最終審査会では事業のプレゼンテーションを応募者にさせていただきます。支援機関担当者にも当日同伴させていただきます。

7 補助金の交付について

Q 7 - 1 : 事業完了後の補助金交付についてはどのような手続きで交付されるのですか？

A 7 - 1 : 補助対象事業の完了後、補助対象者は 30 日以内に完了報告書を提出し、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後、精算払いとなります。

以 上